

# 岡崎短期大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、一般教育と併せて深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養い、社会に寄与することができる教養豊かな人材の育成を目的とする。
- 2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

- 第2条 本学に、次の学科をおき、その学生定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
幼児教育学科第一部	120名	240名
幼児教育学科第三部	80名	240名
計	200名	480名

### (修業年限及び在学年限)

- 第3条 幼児教育学科第一部（以下、第一部という）の修業年限は2年とする。ただし、幼児教育学科第三部（以下、第三部という）の修業年限は3年とする。
- 2 第一部は4年、第三部は6年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年・学期及び休業日

### (学年)

- 第4条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

- 第5条 学年を2学期に分け、次のとおりとする。
- 前学期は、4月1日から9月30日まで
- 後学期は、10月1日から翌年3月31日まで
- 2 一学年の授業は、35週とする。

(休業日)

第6条 休業日を次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春期休業日

夏期休業日

秋期休業日

冬期休業日

2 春期、夏期、秋期、冬期及び臨時の休業日は、学年毎に定める。

3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行う日に変更することができる。

#### 第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第7条 本学の入学は、毎学年度始めとする。

(入学の資格)

第8条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 保証人は、父母又はその他の成年者で独立して生計を営み、確実に保証人の責務を履行し得る者でなければならない。

(編入学・再入学・転入学)

第12条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に第一部においては2年、第三部においては3年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して第一部においては2年、第三部においては3年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第一のとおりとする。

第19条 前条に定めるもののほか教職に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第二のとおりとする。

第19条の2 本学における授業は、講義、演習、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。

第19条の3 学生は、授業科目ごとに学長の指定する期間に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(5) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、履修について正規の手続きを怠った場合、又は各科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席しなかった場合は、試験を受けることができない。

(成績評価)

第22条 成績評価は、S、A、B、C及びFで示し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価に対してグレードポイントを与えてグレードポイントアベレージ（履修科目の成績の平均数値）として示す。

(成績評価基準等の明示等)

第23条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、

学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(メディアによる授業)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して行う授業について、教室等以外の場所で履修させることができるものとし、当該授業により修得する単位数は、15単位を超えないものとする。

2 前項に定めるメディアによる授業に関し、必要な事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせる時は45単位を超えないものとする。

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は第一部においては2年、第三部においては3年以上在学し、別表第一及び別表第二に定めるところにより64単位以上修得しなければならない。

(卒業)

第30条 本学に第一部は2年以上、第三部は3年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項により卒業した者には、本学の学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科名	取得できる資格
幼児教育学科第一部	教育職員免許法による幼稚園教諭二種免許状 児童福祉法による保育士資格
幼児教育学科第三部	教育職員免許法による幼稚園教諭二種免許状 児童福祉法による保育士資格

2 前項の教育職員の免許状を取得しようとする者は、第30条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、第30条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）を修得しなければならない。

## 第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第32条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第三のとおりとする。

(授業料、その他の費用の納入)

第33条 授業料、その他の費用は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前期 納期 4月30日まで

後期 納期 10月31日まで

(退学及び停学の場合の授業料)

第34条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第35条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第36条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

2 実験及び実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

## 第8章 教職員組織

(職員組織)

第39条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

## 第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第41条 教授会は学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は、その他の職員を加えて意見を求め、発言させることがある。

(教授会の審議事項)

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、

及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関し必要な事項は別に定める。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 本学の学生以外の者が、一又は複数の授業科目の履修を願い出た場合には、本学の教育に支障がない限りにおいて、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について、本学学則第21条及び第22条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し、必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 本学において他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 図書館

(図書館)

第48条 本学に、図書館を付設する。

2 図書館に関する規則は、別にこれを定める。

## 第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第49条 学生の福利厚生・保健医療のため、本学に厚生保健施設を設けることができる。

## 第14章 自己点検・評価

(自己評価)

第50条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検・評価に関する事項は、別にこれを定める。

## 附 則

この学則は、昭和40年4月1日からこれを施行する。

この学則は、昭和41年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和42年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和44年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和45年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和47年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和48年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和49年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和51年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和52年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和53年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和55年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和57年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和59年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和60年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。

この学則は、昭和61年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和62年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、昭和63年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成元年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成2年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成3年4月1日から一部改正施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・ 専攻	平成3年度		平成4年度 ～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営実務科	150人	250人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成4年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成6年4月1日から一部改正施行する。ただし、検定料については平成7年度入学生より適用する。

この学則は、平成7年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成8年4月1日から一部改正施行する。ただし、改正後の第30条別表第三の規定は、平成8年度入学者から適用し、平成8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

この学則は、平成9年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成10年4月1日から一部改正施行する。ただし、改正後の第30条別表第三の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成10年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

この学則は、平成11年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成12年4月1日から一部改正施行する。

2 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度 ～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営実務科	150人	300人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成13年4月1日から一部改正施行する。

1 この学則は、平成14年4月1日から一部改正施行する。なお、初等教育学科については、当該学

科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

2 第2条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度 ～ 平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営実務科	120人	270人	120人	240人	100人	220人

3 改正後の第30条別表第三の規定は平成14年入学者から適用し、平成14年3月31日に在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成15年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条の規定は平成15年度入学者より適用し、平成15年3月31日に在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成16年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の2及び第30条別表第三の規定は平成16年度入学者から適用し、平成16年3月31日に在籍する者についてはなお従前の例による。

この学則は平成17年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の2専門科目(4)の規定は平成17年度入学者から適用し、平成17年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成18年1月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成19年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条別表第一及び別表第二の規定は平成19年度入学者から適用し、平成19年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成20年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成21年4月1日から一部改正施行する。改正後の第20条の規定は平成21年3月31日に在籍する者にも適用する。

この学則は、平成22年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成23年4月1日から一部改正施行する。なお、人間福祉学科については、当該学科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この学則は、平成24年4月1日から一部改正施行する。

この学則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第3条、第15条、第29条、第30条、別表第一、別表第三の規定は平成25年度入学者から適用し、平成25年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成26年度入学者から適用し、平成26年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成27年度入学者から適用し、平成27年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成28年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一及び第19条第2項別表第二の規定は平成28年度入学者から適用し、平成28年3月31日に在籍する者

はなお従前の例による。

この学則は、平成29年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第18条第2項別表第一の規定は平成29年度入学者から適用し、平成29年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は平成30年度入学者から適用し、平成30年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、平成31年4月1日から一部改正施行する。改正後の第2条、第18条第2項別表第一、第19条第2項別表第二、第32条別表第三の規定は平成31年度入学者から適用し、平成31年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和2年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一の規定は令和2年度入学者から適用し、令和2年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和3年4月1日から一部改正施行する。改正後の第11条第3項、第18条第2項別表第一の規定は令和3年度入学者から適用し、令和3年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和4年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一、第19条第2項別表第二の規定は令和4年度入学者から適用し、令和4年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和5年4月1日から一部改正施行する。なお、現代ビジネス学科については、当該学科に在学する者が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。改正後の第19条の3第3項の規定は令和5年度入学者から適用し、令和5年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和6年4月1日から一部改正施行する。改正後の別表第三の規定は令和6年度に実施する入学試験を受験する者から適用する。

この学則は、令和7年4月1日から一部改正施行する。改正後の第19条第2項別表第二の規定は令和7年度入学者から適用し、令和7年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

この学則は、令和8年4月1日から一部改正施行する。改正後の第18条第2項別表第一、第32条別表第三の規定は令和8年度入学者から適用し、令和8年3月31日に在籍する者はなお従前の例による。

別表第一

1. 教養科目

(1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
アカデミックリテラシー	2		12	
日本国憲法	2			
情報基礎演習Ⅰ	1			
情報基礎演習Ⅱ		1		
外国語コミュニケーションⅠ	1			
外国語コミュニケーションⅡ		1		
健康とスポーツ（講義）	1			
健康とスポーツ（実技）	1			
日本語表現	2			
子ども好適空間演習		1		

(2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
アカデミックリテラシー	2		12	
日本国憲法	2			
情報基礎演習Ⅰ	1			
情報基礎演習Ⅱ		1		
外国語コミュニケーションⅠ	1			
外国語コミュニケーションⅡ		1		
健康とスポーツ（講義）	1			
健康とスポーツ（実技）	1			
日本語表現	2			
子ども好適空間演習		1		

## 2. 専門科目

### (1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
保育原理	2		52	※教職に関する専門科目と合わせて52単位以上履修
子ども家庭福祉		2		
社会福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会的養護Ⅰ		2		
子ども家庭支援の心理学		2		
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養Ⅰ	1			
子どもの食と栄養Ⅱ		1		
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ		1		
子どもの健康と安全		1		
障害児保育		1		
社会的養護Ⅱ		1		
子育て支援	1			
保育実習Ⅰ		4		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習Ⅲ		2		
保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習指導Ⅱ		1		
保育実習指導Ⅲ		1		
保育表現演習	1			
基礎音楽		1		
遊びと音楽	1			
遊びと造形	1			
表現実践（音楽・造形）		1		
遊びと運動	1			
保育入門		1		
保育ベーシック		1		
子どもの研究Ⅰ	1			
子どもの研究Ⅱ	1			
子どもの研究（コース総合）	1			
子どもの研究（地域貢献）		1		

## (2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
保育原理	2		52	*教職に関する専門科目と合わせて52単位以上履修
子ども家庭福祉		2		
社会福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会的養護Ⅰ		2		
子ども家庭支援の心理学		2		
子どもの保健	2			
子どもの食と栄養Ⅰ	1			
子どもの食と栄養Ⅱ		1		
乳児保育Ⅰ	2			
乳児保育Ⅱ		1		
子どもの健康と安全		1		
障害児保育		1		
社会的養護Ⅱ		1		
子育て支援	1			
保育実習Ⅰ		4		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習Ⅲ		2		
保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習指導Ⅱ		1		
保育実習指導Ⅲ		1		
保育表現演習	1			
基礎音楽		1		
遊びと音楽	1			
遊びと造形	1			
表現実践(音楽・造形)		1		
遊びと運動	1			
保育入門		1		
保育ベーシック		1		
子どもの研究Ⅰ	1			
子どもの研究Ⅱ	1			
子どもの研究(コース総合)	1			
子どもの研究(地域貢献)		1		

## 別表第二

## 教職に関する専門科目

## (1) 幼児教育学科第一部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			
子どもと表現（音楽）	1			
子どもと表現（造形）	1			
子どもと表現（身体）	1			
保育内容総論	1			
保育内容の指導法（健康）		1		
保育内容の指導法（人間関係）		1		
保育内容の指導法（環境）		1		
保育内容の指導法（言葉）		1		
保育内容の指導法（表現）		1		
教育原理	2			
保育者論	2			
発達と教育の心理学	2			
特別支援教育	1			
カリキュラム論	2			
教育方法論	2			
幼児理解の理論と方法	1			
教育相談の理論と方法		1		
教育実習Ⅰ		1		
教育実習Ⅱ		3		
教育実習指導Ⅰ		1		
教育実習指導Ⅱ		1		
保育・教職実践演習（幼）		2		

## (2) 幼児教育学科第三部

授業科目	単位数		卒業要件 単位数	備考
	必修	選択		
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			
子どもと表現（音楽）	1			
子どもと表現（造形）	1			
子どもと表現（身体）	1			
保育内容総論	1			
保育内容の指導法（健康）		1		
保育内容の指導法（人間関係）		1		
保育内容の指導法（環境）		1		
保育内容の指導法（言葉）		1		
保育内容の指導法（表現）		1		
教育原理	2			
保育者論	2			
発達と教育の心理学	2			
特別支援教育	1			
カリキュラム論	2			
教育方法論	2			
幼児理解の理論と方法	1			
教育相談の理論と方法		1		
教育実習Ⅰ		1		
教育実習Ⅱ		3		
教育実習指導Ⅰ		1		
教育実習指導Ⅱ		1		
保育・教職実践演習（幼）		2		

別表第三

(単位：円)

学科名 学費科目	幼児教育学科 第一部	幼児教育学科 第三部
検定料 (大学入学共通テスト 利用入試以外の入試)	30,000	30,000
検定料 (大学入学共通テスト 利用入試)	10,000	10,000
入学金	150,000	150,000
授業料	630,000	420,000
施設費	285,000	180,000
教育充実費	90,000	60,000

## 備考

1. 入学金は入学時にのみ納入する。
2. 授業料・施設費及び教育充実費は毎年納入する。
3. 納入方法は授業料その他費用に関する規程による。
4. 検定料については出願時1回のみ納入し、2回目以降の出願時は納入の必要はない。